

船舶事故調査報告書

平成24年10月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）

委員 庄司 邦昭

委員 根本 美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成23年3月26日 09時45分ごろ
発生場所	阪神港堺泉北第4区の企業の専用棧橋 大阪府堺市所在の堺浜寺南防波堤灯台から真方位121° 1,700m付近 (概位 北緯34° 32.8′ 東経135° 25.5′)
事故調査の経過	平成23年4月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A ケミカルタンカー 第二 ^{しょうほう} 松豊丸、498トン 132548、有限会社信雄海運 64.98m×10.00m×4.50m、鋼 ディーゼル機関、736kW、平成4年6月 B 油タンカー ^{しんえい} 新栄丸、199トン 134547、中川海運有限公司（B社） 45.81m×7.50m×3.30m、鋼 ディーゼル機関、588kW、平成7年6月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 52歳 四級海技士（航海） B 船長B 男性 59歳 五級海技士（航海） 免許年月日 昭和50年5月30日 免状交付年月日 平成20年9月19日 免状有効期間満了日 平成25年11月4日
死傷者等	A なし B なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 右舷船尾部ハンドレールに曲損
事故の経過	A船は、船長Aほか4人が乗り組み、阪神港堺泉北第4区の企業の専用棧橋（以下「本件棧橋」という。）に出船右舷着けて化学薬品の積荷役の準備中、甲板上にいた船長Aが、A船に向けて接近して来るB船に気づき、危険を感じて昇橋し、B船に対して汽笛を鳴らして

	<p>注意を喚起したが、平成23年3月26日09時45分ごろA船の船首部とB船の右舷船尾部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bほか3人が乗り組み、重油約177klを積載して船首約1.2m、船尾約3.0mの喫水で重油の積荷役待ちのため、3月26日09時25分ごろ、本件棧橋の北西沖約700mの水深約17m、底質砂の所に右舷錨を投下し、錨鎖を2節伸ばして錨泊したが、守錨当直を行っていなかった。その後、B船が走錨を始め、船内にいた船長Bは、A船の汽笛の吹鳴に気付き、主機を始動して前進にかけたが、09時45分ごろB船の右舷船尾部ハンドレールとA船の船首部とが衝突した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約7～8m/s、視界 良好</p> <p>海象：波高 約50cm、潮汐 高潮時</p>
その他の事項	<p>B船乗組員は、本事故当時、食堂にいた。</p> <p>B船の積荷待ちの予定時間は、約1～1.5時間であった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>A なし、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B あり</p> <p>A船は、阪神港堺泉北第4区の本件棧橋に出船右舷着けで係留中、接近して来るB船に気付いてB船に対し、汽笛を吹鳴して注意を喚起したものと考えられる。</p> <p>B船は、阪神港堺泉北第4区で錨泊中、走錨した際、守錨当直を行っていなかったことから、A船の汽笛の吹鳴を聞くまで走錨に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、阪神港堺泉北第4区において、A船が本件棧橋に係留中、B船が錨泊中、B船が、守錨当直を行っていなかったため、A船の汽笛の吹鳴を聞くまで走錨に気付かず、A船と衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>B社は、本事故後、再発防止策を検討し、以下のような安全対策を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短時間であっても、錨鎖を3節以上伸ばして錨泊するようにした。 ・錨泊中、航海中の当直体制とするようにした。 ・他船との間隔を1海里以上離して錨泊するようにした。